

(議案その六)

令和二年二月

定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和2年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

第79号議案 島根県県税条例等の一部を改正する条例 1

第79号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の次に「（小売電気事業等（法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業等をいう。次項において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。次項において同じ。）を除く。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15の税率を乗じて得た金額

(2) 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85の税率を乗じて得た金額

附則第15項中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

附則第7項中「及び各連結事業年度分」を削る。

附則第8項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第9項中「各事業年度分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては

法第52条第2項第1号に掲げる日、各連結事業年度分の法人税割額を申告納付すべき法人にあっては同項第3号に掲げる日」を「法第52条第2項第1号に掲げる法人にあっては同号に定める日、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあっては同号に定める日」に改める。

附則第10項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第11項中「又は連結事業年度」及び「又は個別帰属法人税額」を削る。

(特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

第3条 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「連結親法人（）」を「通算親法人（）」に、「連結親法人を」を「通算親法人を」に、「当該連結親法人」を「当該通算親法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結子法人（）」を「通算子法人（）」に、「連結子法人を」を「通算子法人を」に、「連結親法人若しくはその連結子法人」を「通算親法人若しくはその通算子法人」に改める。

第4条及び第7条第1項中「連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「通算親法人若しくは当該通算親法人による通算完全支配関係にある通算子法人」に、「連結親法人若しくはその連結子法人」を「通算親法人若しくはその通算子法人」に改める。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

第4条 島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に、「同条の表」を「同条第1項の表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条（島根県水と緑の森づくり税条例第4条の改正規定中「若しくは各連結

事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改める部分に限る。附則第8項及び第9項において同じ。）の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例第16条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の島根県県税条例（附則第5項において「4年新条例」という。）第19条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 4 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、第2条の規定による改正前の島根県県税条例（附則第6項において「4年旧条例」という。）第19条第1項の規定は、なおその効力を有する。

（県民税に関する経過措置）

- 5 4年新条例附則第7項から第11項までの規定は、一部施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 6 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一部施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、4年旧条例附則第7項から第11項までの規定は、なおその効力を有する。

（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第3条の規定による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第1条の2第1項に規定する地域内又は同条例第4条若しくは第7条第1項に規定する区域内において、当該各条に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、当該各条に規定する製造の事業等の用に供するため、一部施行日前に当該各条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第4条の規定による改正後の島根県水と緑の森づくり税条例第4条の規定は、一部施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

9 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一部施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第4条の規定による改正前の島根県水と緑の森づくり税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

(この条例の失効等)

10 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和2年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

11 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

